

除染作業について

1. 除染作業の目的

丸森町では丸森町除染実施計画（平成 24 年 5 月策定）に基づき今後、除染作業を実施致します。

2. 除染対象となるご家庭と基準

以下の基準に当てはまるご家庭・事業所では、丸森町除染実施計画に基づいた除染作業の実施が必要とされています（除染作業は全て町が実施致します）。

<除染対象の基準>

敷地内 2～5 箇所程度の平均空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト（基準値）よりも高い場合は、いぐね・庭木、生活圏隣接の森林、局所的に空間線量率の高い場所（ホットスポット）の除染作業を行います。基準値を下回る場合にはホットスポットのみ除染作業を行います。

3. 主な除染の方法¹⁾

○「いぐね、庭木」、「生活圏近隣の森林」の除染方法

対象箇所	除染方法
いぐね、庭木 生活圏隣接の森林	落葉の除去、枝葉の剪定等

○「ホットスポット」の除染方法²⁾

対象箇所	除染方法
雨樋 雨水マス 軒樋破損箇所の下部 排水路 塀（塀笠）	清掃（土、埃の掃きとり）、ふき取り、 汚泥の除去等

1) 丸森町は、除染が必要な地域の中でも比較的線量が低い地域のため、高圧洗浄や表土の除去・客土等の作業は行いません。

2) 敷地内の雨樋や排水路などで、ホットスポットが確認された場合は、当該箇所について除染作業を行います（追加除染地点）。

除染方法の例



雨樋（軒樋）の除染

雨樋に溜まった落葉や土を取り除き、内部を布や紙タオル等でふき取ります



縦樋下部、破損箇所下部の除染

縦樋下部、縦樋破損箇所下部の汚泥を除去します



排水路・側溝の清掃

排水路や側溝内の汚泥を除去します



落葉の除去

庭や森林内の落葉を取り除きます

4. 除染の効果

これまでの環境省の実証実験や除染作業等の結果から、除染作業によって一定の空間線量率低減効果が得られることが示されております。

5. その他

除染に伴って発生した使用済み紙タオルや土等の廃棄物は、除染作業終了後、各地域に設置される仮置き場にて保管いたします。ただし、お住まいの地域の仮置き場の供用開始が遅れた場合、一時的に、現場で保管して頂く場合もあることをご了承下さい。